

○美しが丘西小学校いじめ防止基本方針

○平成26年3月31日策定（平成29年3月31日一部改定、平成30年2月28日一部改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

② いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人の関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

③ いじめを防止するための基本的な方向性

- ◆いじめの未然防止
 - ・学校や学級の風土づくり
 - ・授業改善、適切な人間関係の確立
 - ・自己有用感の醸成
- ◆早期発見・早期対応
 - ・いじめを見逃さないための体制強化
 - ・教職員の資質の向上
- ◆適切な対処・措置
 - ・児童、保護との信頼関係の確立

④ 学校いじめ防止基本方針の目的

学校いじめ防止基本方針の最大の目的は、いじめをしない、させないという学校風土を作り、いじめを未然に防止することである。もちろん、いじめが起こってしまった場合でも、早期発見・早期対応を行い、適切な対処・措置を講ずることにより、いじめを広げないことも目的の一つである。また、方針を策定するに当たり、学校運営協議会等を通して保護者等地域の方にも参画していただき、学校の取組を円滑に進めていくとともに、アンケート等で児童の意見を取り入れ、いじめの防止等について児童が主体的かつ積極的に参加できるようにすることも目的の一つである。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

① 委員会の構成員

構成員は管理職、教務主任、学年主任、児童支援専任、養護教諭等複数の教職員よって構成。また、必要に応じて心理（SC）や福祉（SSW）の専門家の参加を求めることがある。

② 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、毎月一回定期的を開催する。（定期委員会）
- ・いじめが疑われる事案が発生した際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。（臨時委員会）
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめをうけた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）等

3 いじめ未然防止、早期発見・事案対処のための取組

① いじめの未然防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童が自らいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会を作ることができるよう支援する。

- ・重点研究の推進（毎月）

友だちとのかかわりの中で、互いに学び、高め合おうとする子どもの育成を研究主題とした授業研究を行っていく。

- ・子どもの社会的スキル横浜プログラムの活用（通年）
- ・YPアセスメント、支援検討会の実施（6月、10月）

② いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く持ち、いじめの早期発見を徹底する。

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり

毎月行ういじめ防止対策委員会において各学年の様子について情報交換する。

児童支援専任による教室巡回や気になる児童の様子についての情報収集。

- ・児童会が中心となっていじめに対する取組を考える。（通年）
- ・いじめに関する校内アンケートの実施（6月・10月）
- ・アンケート結果に基づき、児童への担任や児童支援専任による教育相談の実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進

③ いじめに対する措置

- ・組織的な対応の徹底

いじめ（疑いを含む）の発見・通報を受けた場合には、教職員全員の共通理解のもと、いじめ防止対策委員会が中心となって速やかに対応する。

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援

いじめの発見・通報を受けた場合は、被害児童の人権を守るとともに、聞き取りを行い、保護者の協力、理解のもと、スクールカウンセラーの活用など児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。また、加害児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力、理解のもと、聞き取りを行ったうえで、再発防止に向けた指導や児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

- ・警察署等関係機関、専門機関との連携

「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報するなど警察署等関係機関や専門機関と連携して対応し、被害児童を守る。

④ いじめの解消

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

※担任教諭は、被害児童及び加害児童の人間関係を含む学校生活の様子を注視しながら、被害児童及び保護者が安心して学校生活を送れていることを3か月を目安に複数回、面談等で確認する。

⑤ 研修等の実施

教職員の資質向上及び情報共有の推進のための研修を計画的に行う。

4月 児童理解研修（配慮の必要な児童について）

美西スタンダードの共通理解研修

5月 児童理解研修（配慮の必要な児童について）

6月 児童理解研修（配慮の必要な児童について）

7月 いじめ研修（いじめの定義理解、法の運用等）

10月 いじめ防止、早期解決研修

1月 特別支援教育理解研修

⑥ 学校運営協議会等の活用

いじめの問題などを保護者、地域等と共有して対応する。

- ・いじめに関する校内アンケートの結果を学校運営協議会で報告し、ご意見をいただく。
- ・学校いじめ防止基本方針を学校運営協議会で提示し、意見交換を行う。
- ・「学校いじめ防止基本方針」については、学校ホームページで公開する。

⑦ 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	引き継ぎ、美西スタンダード共通理解研修 児童理解研修①中学校ブロック定例会①	学校説明会で基本方針説明
5月	児童理解研修②	家庭訪問、保護者面談 学校運営協議会①
6月	児童理解研修③中学校ブロック定例会② YPアセスメント実施①	学校運営協議会②
7月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い） いじめ研修（いじめの定義理解、法の運用等）	保護者面談
8, 9月	横浜子ども会議（区での話し合い）	学校運営協議会③
10月	中学校ブロック定例会③YPアセスメント実施② 教育相談、いじめ防止、早期解決研修	

11月		学校運営協議会④ 地区懇談会「いじめ防止」をテーマに話し合い
12月	中学校ブロック定例会④ 人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・面談）	保護者面談
1月	特別支援教育理解研修	
2月	中学校ブロック定例会⑤	学校運営協議会⑤
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	

4 重大事態への対処

いじめ（疑いを含む）の発見・通報があった際、いじめ防止対策委員会が被害児童の「生命、心身又は、財産に重大な被害」を受けたと判断した場合は以下のような対応をする。

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

【調査・報告】

「いじめ防止対策委員会」が中心となり、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

※ここでいう「調査」とは、「事実関係を明確にする」ことで、重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。また、事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。または、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

【児童・保護者への報告】

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、年1回以上点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。(PCDAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ基本方針をもとにして、学校いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。